

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年 7 月 1 日
【会社名】	イサム塗料株式会社
【英訳名】	Isamu Paint Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古川 雅一
【本店の所在の場所】	大阪市福島区鷺洲 2 丁目15番24号
【電話番号】	(06) 6458 - 0036
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 佐藤 貢
【最寄りの連絡場所】	大阪市福島区鷺洲 2 丁目15番24号
【電話番号】	(06) 6453 - 4511
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 佐藤 貢
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜 1 丁目 8 番16号)

1【提出理由】

当社は、以下のとおり、平成25年6月27日、当社の第67回定時株主総会において決議事項が決議されたため、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式 1株につき金5円、総額49,233,070円

剰余金の配当が効力を生ずる日

平成25年6月28日

剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 300,000,000円

減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、古川雅一、北村倍章、藤田勝男、佐藤 貢および山添正夫の5氏を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、横江喜夫および長山 亨の両氏を選任する。

第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役 青海治生氏および退任監査役 南井正義氏に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法については、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれ一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	議決権の数(注)1			可決されるための要件	結果(注)1 (割合)
	賛成(個) (割合)	反対(個) (割合)	棄権(個) (割合)		
第1号議案 剰余金の処分の件					
(1) 期末配当に関する事項	8,158 (95.35%)	12 (0.14%)	0 (-)	(注)2	可決 (賛成95.35%)
(2) 剰余金の処分に関する事項	8,158 (95.35%)	12 (0.14%)	0 (-)		可決 (賛成95.35%)
第2号議案 取締役5名選任の件					
古川 雅一	8,160 (95.37%)	10 (0.12%)	0 (-)	(注)3	可決 (賛成95.37%)
北村 倍章	8,160 (95.37%)	10 (0.12%)	0 (-)		可決 (賛成95.37%)
藤田 勝男	8,168 (95.47%)	2 (0.02%)	0 (-)		可決 (賛成95.47%)
佐藤 貢	8,168 (95.47%)	2 (0.02%)	0 (-)		可決 (賛成95.47%)
山添 正夫	8,168 (95.47%)	2 (0.02%)	0 (-)		可決 (賛成95.47%)
第3号議案 監査役2名選任の件					
横江 喜夫	8,168 (95.47%)	2 (0.02%)	0 (-)	(注)3	可決 (賛成95.47%)
長山 亨	7,386 (86.33%)	784 (9.16%)	0 (-)	(注)3	可決 (賛成86.33%)
第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	8,146 (95.21%)	24 (0.28%)	0 (-)	(注)2	可決 (賛成95.21%)

(注)1 議決権の数の割合は、議決権行使書による事前の議決権行使及び株主総会当日出席の株主による議決権行使の個数の合計を分母とし、事前の議決権行使、当日出席の一部の大株主及び役員の賛否が把握できる議決権数の合計を分子として、割合を示したものです。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成

(4) (3)の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権の事前行使分、当日出席の株主のうち賛否の把握ができる一部の大株主及び役員の議決権数の集計により、全ての議案につき可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席した株主の議決権のうち、一部の大株主及び役員以外の株主により行使された議決権は集計していません。

以上